

## 障害児入所施設に入所している 18 歳以上の障害者の 成人サービスへの移行支援について

平成 24 年の児童福祉法の改正により、原則 18 歳以上の方は障害児入所施設に在籍できなくなり（児童相談所長の判断により 20 歳の誕生日前までは在籍可能。）、平成 29 年度末までが、経過措置期間とされましたが、3 月 8 日の障害保健福祉関係主管課長会議において、国から今後の方針について別紙のとおり示され、経過措置期間が延長されることとなりました。

障害児入所施設では、加齢児の成人サービス等への円滑な移行に向けて、障害福祉サービス等の体験利用等に取り組んでおりますが、体験利用にあたっては、障害支援区分認定が必要となります。

障害児入所施設に入所する児童、加齢児のうち 15 歳以上の者について、児童相談所長が障害福祉サービスを利用することが適当であると認めるときは、その旨、支給決定を行う市町村に通知することとされておりますが（児童福祉法第 63 条の 2 及び第 63 条の 3）、市町村におかれましては、児童相談所長からの通知受理後は、障害支援区分認定にかかる手続き等について、適切に対応していただきますようお願いいたします。

また、経過措置期間は延長となる見通しですが、加齢児の成人サービスへの移行には、県と市町村が連携を図り、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所等と協力しながら、障害児入所施設へ入所した後から退所後の支援を見据え、連絡調整を図って行くことが必要です。

県では、平成 27 年度より加齢児等移行調整会議を設置し、関係機関との協議の場を設け、加齢児の成人サービスへの移行に取り組んでおりますが、これまで以上に市町村の障害福祉主管課をはじめ、児童相談所、障害児入所施設等の各関係機関が連携し、移行支援にご協力いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

施設指導グループ 佐藤

電話 045(210)4724